

← マグネットや釘で留めて広げて使うと見やすくなり、そのままめくると裏面も見やすくなります →

黒羽地区 黒羽田町、前田2区、前田3区、堀之内、北区、南区東、南区西、八塩、北滝、片田、亀久、矢倉、五峰ヶ丘団地

令和5(2023)年度ごみ分別収集カレンダー

おたわらクリーンナビ
ごみの詳しい分別方法は
こちら

★もやせるごみ ※ 年末年始の休み 12月31日～1月3日

ごみの出し方

- ◎ごみは、決められた日の朝(午前8時30分まで)に出してください。
- ◎決められたごみステーションに出してください。ごみステーションは利用者で管理してください。カラスなど動物の被害を最小限にするために、ネットなどを適切に使用してください(ネットの貸出は生活環境課窓口・各支所窓口で行っています)。
- ◎指定袋は、しっかり口を十文字に結んで出してください(テープで留めたり、ひもで縛るのは違反です)。
- ◎指定袋の内側に黒い袋などを使い、袋の全体をかくさないでください。
- ◎ごみの分け方・出し方に責任をもって出してください。

火・金曜日

★資源ごみ等

| 種類 | 地区名 | 収集日 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---|-------------------------------------|------------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-------------|----|----|
| ビン類 ガラス類 かん類 もやせないごみ 蛍光灯 水銀体温計 乾電池 ペットボトル 段ボール 紙パック 新聞折込チラシ 雑誌類(雑紙) 白色トレイ | 黒羽田町 八北片亀矢 堀之内 五峰ヶ丘団地 北 | 第2・4水曜日 第3・5水曜日 | 12 | 10 | 14 | 12 | 9 | 13 | 11 | 8 | 13 | 17 | 14 | 13 |
| | | 第1・3水曜日 ※1月は第2・4水曜日 | 26 | 24 | 28 | 26 | 23 | 27 | 25 | 22 | 27 | 31 | 28 | 27 |
| | 前田2区 前田3区 南区東 南区西 | 第1・3水曜日 | 5 | 4 | 1 | 3 | 7 | 5 | 2 | 7 | 4 | 1 | 7 | |
| | 堀之内 五峰ヶ丘団地 北 | 第1・3水曜日 ※1月は第2・4水曜日 | 5 | 3 | 7 | 5 | 2 | 6 | 4 | 1 | 6 | 10 第2水曜日 | 7 | 6 |
| | | | 19 | 17 | 21 | 19 | 16 | 20 | 18 | 15 | 20 | 24 第4水曜日 | 21 | 20 |

Sample

家庭からの直接搬入ごみ

- 一度に家庭からの多量のごみ(30kg又は1㎡以上)や袋に入らない粗大ごみを排出する場合は、「広域クリーンセンター大田原」に直接搬入してください(処理料金:10kgあたり150円)。
- 直接搬入する場合も分別してください。指定袋に入れる必要はありませんが、袋に入れるときは透明又は半透明の袋に入れてください。
- 火災廃材や畳など事前に相談が必要なものがあります。事前に問い合わせしてください。

広域クリーンセンター大田原の営業時間:[月～土]午前8:30～12:00/午後1:00～4:30 ☎20-2270
(日曜日及び12月31日～1月3日は休み)※土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は問い合わせができません。

お知らせ

- ごみ分別収集カレンダーの作成費用の一部は掲載している企業(下段)などの広告収入で賄っています。
- ごみの分け方、出し方は裏面をご覧ください。

企業広告枠

カレンダー全体の編集内容によっては
変更する場合があります。

広域クリーンセンター大田原で
受け入れできないごみ



◆次のごみは、販売店に引き取ってもらうか、専門の業者へ依頼してください。
●自動車・バイク及び関係部品●バッテリー●モーター類●タイヤ●消火器●ガスボンベ●ピアノ●農機具類●農業用ビニール●農薬●コンクリート製品及び建築廃材・解体廃材●感染性医療廃棄物●ドラム缶●土・砂・石・瓦●ガソリン・廃油・塗料・薬品●産業廃棄物 など
※パソコンは、直接搬入に限り、一部受け入れできます。詳細については、下記にお問い合わせください。
生活環境課 ☎23-8706 広域クリーンセンター大田原 ☎20-2270

事業系のごみ

※ごみステーションには出せません。

- 事業活動(商店・事業所等)に伴うごみ(産業廃棄物等を除く)は、市の分別方法に従い「広域クリーンセンター大田原」に直接搬入(処理料金:10kgあたり150円)するか、市の一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼してください。
- 産業廃棄物は、産業廃棄物収集運搬許可業者に処理をお願いするなど、適切に処理をしてください。

お知らせ

- ごみ分別収集カレンダーの作成費用の一部は掲載している企業などの広告収入で賄っています。
- ごみの分け方、出し方は裏面をご覧ください。